

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第11条 学長は、開示をしない旨の決定等について異議申立てがあったときは、必要に応じ委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>2 学長は、<u>法第18条第2項の規定により、異議申立てに対し、内閣府に置かれる情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、様式第20号により行い、異議申立てをした者(以下「異議申立者」という。)</u>に対しては、様式第21号により通知しなければならない。</p> <p>3 学長は、<u>異議申立てに対する決定をしたときは、様式第22号により異議申立者に通知しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>様式第1号～第3号、第13号、第19号～第22号 (別紙参照)</p>	<p>本則</p> <p>(審査請求)</p> <p>第11条 学長は、開示をしない旨の決定等について審査請求があったときは、必要に応じ委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>2 学長は、<u>法第19条第1項の規定により、審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、様式第20号により行い、法第19条第2項各号に掲げる者に対しては、様式第21号により通知しなければならない。</u></p> <p>3 学長は、<u>情報公開・個人情報保護審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の裁決については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによる。</u></p> <p>様式第1号～第3号、第13号、第19号～第22号 (別紙参照)</p>	

附 則 (規程第22号)

- 1 この規程は、平成28年6月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日以前の開示決定等又は同日以前になされた開示請求に係る不作為についての異議申立てについては、なお従前の例による。